

# **全体編**

学校安全は「生活安全（防犯を含む）」「交通安全」「災害安全（防災と同義）」の3領域で構成されています。この全体編では、おののの領域の特性を踏まえ、普遍的な行動と共通基盤を整理し、3領域を三位一体として取り組むべき事項について記述しています。

## 【全体編】

### I 学校における安全教育

1 安全教育の意義とねらい .....	1
2 学校安全の構造 .....	2
3 各校で準備しなければならない計画等 .....	5

### II 学校における安全教育の視点

1 幼児 .....	7
2 小学生 .....	7
3 中学生 .....	9
4 高校生 .....	9
5 障害のある児童生徒等 .....	10
6 日常の学校生活における具体的な安全指導の留意点＜参考＞ .....	11

### III 学校における安全管理の推進

1 安全点検と改善措置 .....	13
2 学校生活の安全管理 .....	14
3 危険等発生時の「対応チーム」の編成 .....	16
4 危険等発生時対処要領の整備 .....	18
5 危険等発生時の対処行動 .....	19
6 登下校時、在宅時における事件・事故災害への対応 .....	20
7 事後の対応や措置 .....	21

### IV 安全教育・安全管理を進める組織活動の充実

1 教職員研修の充実 .....	25
2 家庭、PTAとの連携 .....	26
3 地域社会や地域関係機関等との連携 .....	28

### V 危険等発生時の心のケア

1 組織的な心のケア対策と基本的な体制 .....	31
2 児童生徒等の心の健康状態の把握 .....	33
3 児童生徒等の心のケアの実際 .....	34

## I 学校における安全教育

学校における安全教育は

**わかる**

安全確保のために必要な事項を実践的に理解する

**助かる**

危険予測に基づいた安全な生活を送る基礎を培う

**みんなで助かる**

安全な社会づくりへの資質・能力を育てる

を目標としています。

\*平成23年3月に策定された「京都府教育振興プラン一つながり、創る、京の知恵一」で提起された3つの「はぐくみたい力」の、「展望する力」を「**わかる**」、「挑戦する力」を「**助かる**」、「つながる力」を「**みんなで助かる**」とそれぞれ関連付けて設定しています。

\*学校とは、学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を指します。

### 1 学校安全の意義とねらい

#### (1) 学校安全の意義

安全とは、心身や物品に危害をもたらす様々な危険や災害が防止され、万が一、事件・事故災害が発生した場合には、被害を最小限にするために適切に対処された状態である。（『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育 平成22年3月 文部科学省）

人々が自他の安全を確保するためには、個人だけではなく社会全体としての安全意識を高め、すべての人々が安全な社会を築いていくために必要な取組を進めていかなければならない。

学校をはじめとして、家庭や社会生活における様々な場面において、誘拐や傷害等の犯罪による被害、交通事故、火災、自然災害、原子力災害等多くの事件・事故災害による危険が児童、児童及び生徒（以下「児童生徒等」とする。）を取り巻いている。

これまでから、学校、家庭、地域社会では、児童生徒等の安全を脅かす事件・事故災害を教訓として、様々な対策を講じ、児童生徒等の犯罪被害発生数、交通事故死者数、通学路を含めた学校での死者数を減少させる努力をしている。しかし、児童生徒等が被害者となる事件・事故災害は依然として後

を絶たず、これらは、安全に関する取組の継続、充実が不可欠であることを示している。そのためには、これまで積み重ねてきた安全に対する知識や技術といった**生命を守るための「力」**や**「知恵」**を理解した上で、**最新の情報や知識**を加えて、児童生徒等が安心・安全で充実した教育環境で学習することができるよう、**不断の「努力」**を重ねていくことが必要である。

## (2) 学校安全のねらい

学校安全は、

- ・児童生徒等が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる**資質や能力を育成すること**
- ・児童生徒等の安全を確保するための**環境を整えること**

をねらいとしている。

また、児童生徒等の安全を守るための取組を進めていくには、

- ・安全な環境を整備し、事件・事故災害の発生を未然に防ぐための**事前の危機管理**
- ・事件・事故災害の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えるための**発生時の危機管理**
- ・危機が一旦収束した後、心のケアや授業再開等、通常の生活の再開を図るとともに、**再発の防止に向けた危機管理**

の三段階の危機管理に対応して、**安全教育**、**安全管理**、**組織活動**（次ページ図1参照）のすべての面から取組を行うことが必要である。

## 2 学校安全の構造

学校安全の活動は、児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す**安全教育**、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す**安全管理**、そして両者の活動を円滑に進めるための**組織活動**という三つの主要な活動から構成されている。

また、学校安全の領域としては、「**生活安全**（防犯を含む）」「**交通安全**」「**災害安全**（防災と同義）」の3つの領域があげられる。

学校安全の構造は図1に示す。

## 安全教育

- ・日常生活全般における安全確保に必要な事項の実践的理解
- ・自他の生命尊重を基盤とした、生涯を通じた安全な生活を送る基礎の育成
- ・進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献する資質・能力の涵養

## 対人管理

- ・児童生徒等の心身の状態の管理及び様々な生活や行動の管理

## 安全管理

- ・児童生徒等を取り巻く環境の整備
- ・事故の要因となる学校環境や学校生活における行動の危険の早期発見
- ・危険の速やかな除去
- ・万が一、事件・事故災害が発生した場合の、適切な応急手当や安全措置ができる体制の確立と、児童生徒等の安全の確保

## 対物管理

- ・学校の環境管理

## 組織活動

- ・安全教育や安全管理を効果的に進めるための、教職員の研修、児童生徒等を含めた校内の協力体制の構築、家庭、地域社会との密接な連携などの活動

## 生活安全領域

- ・日常生活で起こる事件・事故災害
- ・誘拐や傷害などの犯罪被害防止

## 交通安全領域

- ・様々な交通場面における危険と安全

## 災害安全領域

- ・地震、津波、火山活動、風水(雪)害、火災、原子力災害

## 学校防災計画

- ・京都府地域防災計画
- ・市町村防災計画
- ・学校の管理運営に関する規則等に基づく

# の構造

## 学校安全計画

学校保健安全法  
第二十九条に基づく



等

危険等発生

## 危険等発生時対処要領

・学校保健安全法第二十九条に基づく

□リスクマネジメント(事前の危機管理)

□クライシスマネジメント(発生時の危機管理・再発の防止に向けた危機管理)

### 3 各校で準備しなければならない計画等

図1に示すとおり、法的根拠等に基づき、学校安全活動に関わって準備しなければならない計画等については主に次のようなものがある。

#### (1) 学校安全計画

学校保健安全法に基づき、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを統合し、全体的な立場から年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画で、安全点検、安全指導、職員研修の3項目の内容を含め策定する。

—学校保健安全法 第二十七条（学校安全計画の策定等）—

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

#### (2) 危険等発生時対処要領（学校危機管理マニュアル）

学校保健安全法に基づき、事件・事故災害発生時における措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領で、不審者の侵入事件や防災をはじめ、様々な危険等を想定し、各校の実情に応じて作成する。

—学校保健安全法 第二十九条（危険等発生時対処要領の作成等）—

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領(次項において「危険等発生時対処要領」という。)を作成するものとする。

- 2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

#### (3) 学校防災計画

各校における防災体制の整備、施設・設備等の災害予防対策、防災訓練の実施等に関する計画で、学校が所在する自治体の地域防災計画で定める事項に基づいて作成する。

—京都府地域防災計画一般計画編 第2編災害予防計画 第31章学校等の防災計画 第1節計画の方針—  
学校その他の教育機関(以下「学校等」という。)においては、災害時の安全確保方策、日常の安全指導体制、教職員の参集体制、情報連絡体制等の防災に関する計画及び対応マニュアル等を整備する。また、災害による学校等の施設・設備等の被害を予防し、人命の安全確保と教育活動遂行上の障害を取り除くための措置を講じる。

各計画等については、各校で教職員の共通理解のもとに立案、策定し、内容や手段、学校内の取組体制が適切であったか、地域の人々との連携が適切に進められていたか等、定期的に取組状況を評価し、見直しを行うとともに、保護者等に周知するなどして連携を図ることが必要である。

具体的には、PLAN(計画) – DO(実施) – CHECK(評価) – ACTION(改善) のサイクルをとおして、効果的に学校安全活動を充実させていくことが必要である。

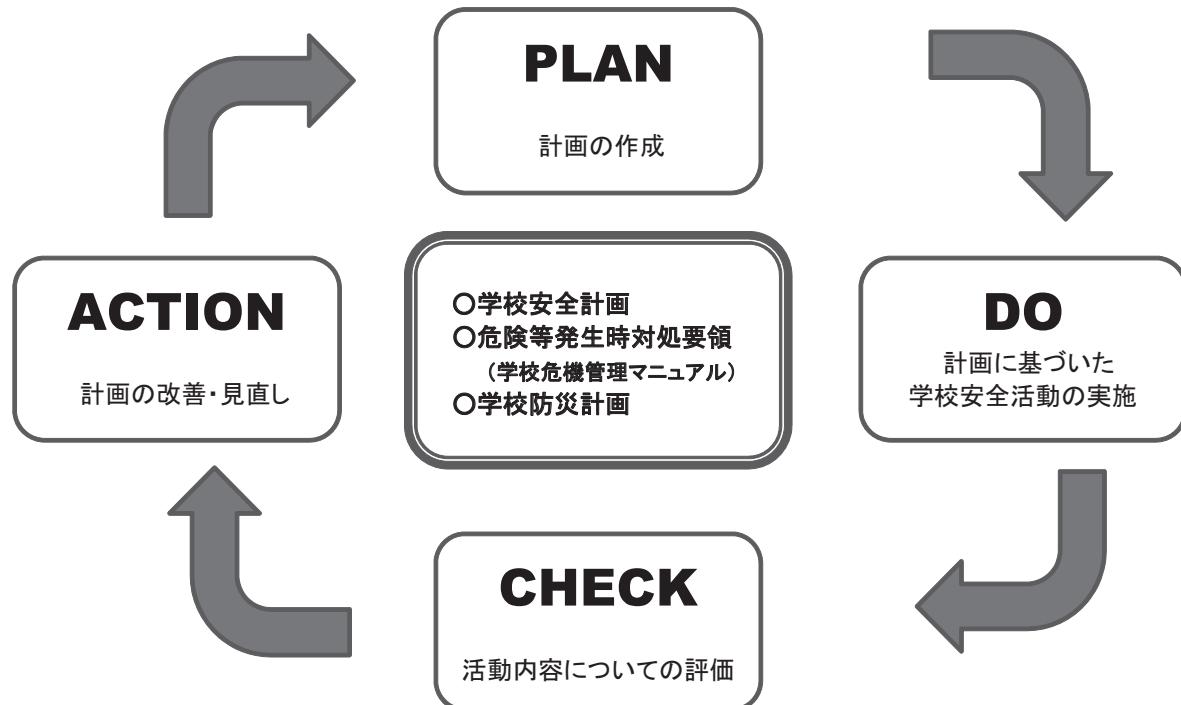


図2&lt;PDCAサイクル&gt;